

■パブリックコメントの結果等を踏まえた最終案（太枠部分）

第2 地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項

※ 現行制度からの変更点については、アンダーラインをつけています。

事項番号	現行制度	新制度 ※2020 年度から適用
1. 制度概要	●中小規模事業所における地球温暖化の対策の推進 中小規模事業所（都内において設置されている事業所であって、年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満のもの。以下「事業所」という。）を設置する事業者は、地球温暖化対策報告書制度に取り組むことにより、地球温暖化の対策の更なる推進を図るよう努めるものとする。 ●地球温暖化対策報告書制度の概要と目的 各事業所の CO₂ 排出量と地球温暖化対策の状況を「地球温暖化対策報告書」として、東京都に報告する制度。その作成に取り組むことにより、各事業所の CO₂ 排出量の把握、また、地球温暖化対策の継続的な実施を目的とする。 ●制度の対象者 ◇義務提出事業者 同一事業者が都内に設置している事業所（連鎖化事業を行う者については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所を含む。）の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が 3,000kL 以上となった場合、当該事業者は、報告書を作成し、全ての事業所を取りまとめ、知事へ提出する義務を負う。 ◇任意提出事業者 義務提出以外についても、事業所を設置する事業者は、報告書を作成し、知事へ提出することができる。	●義務提出事業者において地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者を評価する仕組みを導入 ・義務提出事業者を対象に、毎年度、CO₂ 排出量削減率が一定水準以上を達成した事業者を「地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者」として評価し、公表する。 ・併せて、再生可能エネルギー等の導入実績に関する報告を新設し、「地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者」を対象に、その取組実績を評価し、公表する。

事項番号	現行制度	新制度 ※2020 年度から適用									
2. 評価方法		●地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者の評価 ・評価基準は CO₂ 排出量削減率及び原単位改善率とし、直近5か年の平均値により算定する。 ・原単位改善率が 1.3%以上を達成した事業者を「地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者」として評価し、公表する。 ・なかでも、「地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者」のうち、CO₂ 排出量削減率が 1.3%以上を達成した事業者には、以下の表のとおり、ランクを付与する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>ランク</th><th>評価の水準（※）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者</td><td>SS</td><td>排出量削減率が 1.3%以上、かつ、原単位改善率が 2.6%以上</td></tr> <tr> <td>地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者</td><td>S</td><td>排出量削減率が 1.3%以上、かつ、原単位改善率が 1.3%以上 2.6%未満</td></tr> </tbody> </table> ※東京都環境基本計画(2016 年3月)における 2030 年目標を踏まえて設定 ※一定期間で評価の水準については見直しを検討 ・CO₂ 排出量削減率等の算定に際し、再生可能エネルギー等による CO₂ 排出量削減実績を報告した場合には、その値を反映することができる。 ・任意提出事業者を対象に、一定の条件を設け、別途、要綱に基づいた評価の仕組みを導入する。 ●再生可能エネルギー等の導入実績が優良な事業者の評価(※) ・報告書を作成した全ての事業所に占める導入事業所数の割合に応じて評価 ※地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者を対象に実施する。	区分	ランク	評価の水準（※）	地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者	SS	排出量削減率が 1.3%以上、かつ、原単位改善率が 2.6%以上	地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者	S	排出量削減率が 1.3%以上、かつ、原単位改善率が 1.3%以上 2.6%未満
区分	ランク	評価の水準（※）									
地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者	SS	排出量削減率が 1.3%以上、かつ、原単位改善率が 2.6%以上									
地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者	S	排出量削減率が 1.3%以上、かつ、原単位改善率が 1.3%以上 2.6%未満									
3. 報告書に記載する主な事項	●事業者に関して記載する事項 ・事業者の氏名等 ・報告する事業所等の全体の状況 ・地球温暖化対策のレベル ・事業者としての取組等	●事業者に関して記載する事項 現行の事項に加え、以下の事項を追加する。 ・報告書を作成した全ての事業所を合算した CO₂ 排出量及び原単位（※） ・再生可能エネルギー等の導入事業所数及び割合 ・評価結果 ※報告対象年度を除く直近5か年についても、報告を求める。(過去提出分の報告書からの転記等)									

事項番号	現行制度	新制度 ※2020 年度から適用
	●個々の事業所等に関して記載する事項 - 事業所等の概要 - 原油換算エネルギー使用量及びCO₂排出量 - CO₂排出量等の内訳 - 地球温暖化対策の実施状況等	●個々の事業所等に関して記載する事項 現行の事項に加え、以下の事項を追加する。 再生可能エネルギー等の導入実績
4. 地球温暖化対策の目標設定、実施及び報告	●目標に関する記載 事業所等ごとに、提出年度の目標値等及び前年度設定した目標に対する達成状況について報告書に記載して報告することができる。	●目標に関する記載 現行の事項に加え、以下の事項を報告することができる事項として追加する。 - 報告書を作成した全ての事業所を合算したCO₂排出量の削減及び原単位の改善に関する目標及び達成状況 - 報告書を作成した全ての事業所を合算した再生可能エネルギー等の導入によるCO₂排出量の削減及び導入事業所数に関する目標及び達成状況
5. 知事による公表事項	●事業者に関して記載する事項 - 事業者の氏名等 - 地球温暖化対策のレベル - 事業者としての取組等 ●個々の事業所等に関して記載する事項 - 事業所等の概要 - CO₂排出量及び原単位 - 地球温暖化対策の実施状況等	●事業者に関して記載する事項 現行の事項に加え、以下の事項を追加する。 - 報告書を作成した全ての事業所を合算したCO₂排出量 - 再生可能エネルギー等の導入事業所数及び割合等 - 評価結果 - 上記4の目標（当該目標の記載がある場合に限る。） ●個々の事業所等に関して記載する事項 現行の事項に加え、以下の事項を追加する。 - 再生可能エネルギー等の導入実績